

モダリティによる人称制限について

谷 守 正 寛*

キーワード：モダリティ，人称制限

1 はじめに

日本語のモダリティにはいくつかの人称制限があることはこれまで指摘されてきている。本稿では、日本語におけるいくつかの種類のモダリティ、あるいは、モダリティを表す諸形式のそれぞれが有する文の主体者(ガ格名詞句⁽¹⁾)に対する人称制限について吟味し、人称制限のいくつかがこれまで言われてきたほど強く働かないのではないかということを実証しつつ提案する。

モダリティの人称制限については、本稿で考察の材料とする仁田(1991)にそれまでの詳しい説明がまとめられており、大いに有用であり参考になる。さて、しかし、その中で、人称制限の根拠とされる表現のいくつかについては、再考の余地が感じられないわけでもない。そこで、制限基準から逸脱すると見られる表現を見ながら、人称制限がどこまで有効かを吟味・検討し、なかにはそうした制限をより緩やかに捉え直してよいと思われる部分があることを提案する形で、論をすすめた。

2 モダリティと現れる人称制限について

2.1 モダリティについて

まず、モダリティ(modality)について説明する。事柄・叙述内容、又は、話し相手に対する話し手の態度が一定の文法形式によって表現されるとき、それをムード、又は、モダリティという(日本語教育学会 1982)。そして、益岡・田窪(1992)では、客観的事態や相手に対する話し手の判断・態度を表す文法形式を一括して「ムード」と呼んでいるが、益岡(1991)ではムードを動詞類の屈折体系に関わる文法範疇の一つとして、より一般性の高い概念としてのモダリティから区別している。そこでは、「判断し、表現する主体に直接関わる事柄を表す形式」と規定し、日本語が判断・表現主体の主観的側面が高度に文法化された言語であることが指摘されている。

モダリティとは、仁田(1991, 1989)の見方によれば、話者の述べる客観的情報に対する話者の発話上・伝達上の心的態度であるが、発話時の話し手の立場からみたモダリティがもっとも純粹で、その周辺には擬似的なものが存在する。そして、モダリティは言表事態めあてのモダリティと発話・

*日本語教育学。

伝達のモダリティとに分たれる。たとえば、「彼も来るだろうね」という文の場合、「彼も来る」という言表事態に対しては言表事態めあてのモダリティを表す「ダロウ」が、さらに発話・伝達のモダリティに属する「ネ」が全体を包み込むといった層状構造をなしている。相互の関係は、常に前者を後者が優位性・一次性をもって包み込むものであって、卓越さの違いはあっても両者が文成立に不可欠である、とされている。そして、発話・伝達のモダリティの下位的タイプとして概略次のようなものが挙げられている。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| ①働きかけ | ①' 命令 (こっちへ来い) |
| | ①" 誘いかけ (一緒に食べましょう) |
| ②表出 | ②' 意志・希望 (今年こそ頑張ろう／水が飲みたい) |
| | ②" 願望 (明日天気になあれ) |
| ③述べ立て | ③' 現象描写文 (子供が運動場で遊んでいる) |
| | ③" 判断文 (彼が評議員に選ばれた) |
| ④問いかけ | ④' 判断の問いかけ (彼は大学生ですか) |
| | ④" 情意・意向の問いかけ (水が飲みたいの／こちらから電話しましょうか) |

また、言表事態めあてのモダリティについてふれておくと、これは情意系の〈待ち望み〉と認識系の〈判断〉に分たれ、前者は〈働きかけ〉と〈表出〉といった文類型であり、〈意志〉や〈希望〉や〈願望〉がその特殊化した下位的タイプである。後者は、話し手の言表事態に対する推し量りの確かさや根拠となる徴候に関わる認識態度のあり方を表し、とりわけ、これについては、おおむね次のようなものがある。

- ①話し手の把握・推し量り作用を表すもの：「スルースルダロウ・スルマイ」
- ②推し量りの確からしさを表したもの：「(スル)ニチガイナイ」「(スル)カモシレナイ」
- ③徴候の存在の元での推し量りを表すもの：「(スル)ラシイ」「(シ)ソウダ」「(スル)ヨウダ」
「(スル)ミタイダ」など
- ④推論の様態に関わるもの：「(スル)ハズダ」「(スル)ワケダ」「(スル)ノダ」

2.2 人称制限の現れるところ

では、人称制限が働くのは一体どういったところにあるかを、ここで仁田(1991)から整理したい。ただし、運用論的なものではなく文法論的制限に含まれる、あるいは近いとされるものを中心に、考察の対象とするものに限って挙げる。なお、例文はそのまま引用せず、文機能を変えないよう留意しながら若干表現に変更を加えた。

I. 〈命令・依頼・禁止〉といった〈働きかけ〉の文では二人称ガ格に限られる。

- (1) {*私／あなた／*彼} がやってください。
- (2) {*私／あなた／*彼} はそんなことをするな。

II. 〈誘いかけ〉といった自己包括命令の〈働きかけ〉の文では、一・二人称を指示する名詞句をとり、三人称や、一人称または二人称しか表しえないものはとれない。

- (3) {君も／*君は／*私が／私達 (が／は／も)／*彼が} やりましょう。

III. 〈意志・希望〉を表す〈表出〉の文では、一人称に限られる。

- (4) {僕／*君／*彼} は今日もがんばろう。
- (5) {僕／*君／*彼} はそこへ行きたい。

ここで注意すべき点は、シヨウ形は(3)の誘いかけとは区別されること、および、「彼は行きたいら

しい」などと言えば述べ立ての文、「君は行きたい？」などと言えば問いかけの文として、それぞれ区別されることである。なお、願望を表す表出の文では、「風が吹け」のように人称制限は存しない。

IV. 話し手から聞き手への情報伝達である〈述べ立て〉の文のうち〈現象描写文〉では、原則的に三人称に限られる。

(6) {私/*あなた/生徒たち} が公園で遊んでいる。

V. 〈意志的動作遂行の決意〉を表す〈述べ立て〉文では二人称ガ格をとらない。

(7) {僕/*君/彼} は来月ハワイに行くだろう。

VI. 〈感情・感覚〉といった内的状態を表す〈述べ立て〉文では二人称ガ格をとらない。

(8) {私/*あなた} は悲しい。

(9) {私/*あなた} は気持ちがいい。

(10) {彼/*あなた} は悲しがっている。

もっとも、過去の内的状態を述べる「その時君は悲しがっていた」は対話での述べ立てとして容認されても、発話時での話し手の立場からのモダリティとしてのものではない。

3 人称制限の再検討

ここで、人称制限があるとされる上にみたくつかのケースについて吟味したい。

3.1 〈命令・依頼・禁止〉の〈働きかけ〉の場合

〈命令・依頼・禁止〉を表す働きかけ文が、しかしながら、三人称的なガ格名詞句をとりうることは、仁田(1991)でも人称制限再考の材料としてあげられている。

(11) 部外者は出ていけ。

(12) 誰か手伝ってくれ。

(13) アメリカは空爆をやめろ。

以下、考察の対象とする説明を同書から要約する。まず、(11)の「部外者」は発話現場にいる主体を三人称で指しているのであって、「君ハ部外者ダカラ、君ハ出テイケ」と言い換えられ、聞き手を三人称的に捉えた表現にすぎない。また、「誰か」は主体を特定できない不定称である。(13)は大衆などに向かって発言した場合に「空爆ヲヤメナケレバナラナイ」という当為判断の表現に近づくものとして弁別できる。

しかし、筆者の語感からは、事態実現の当事者でない者に向かって発言する場合を仮に〈命令〉から区別できるとしても、(11)のような場合に、大勢いる者の中で複数かどうか分からない状況の中で、働きかけを実現する聞き手が存在し、かつ、誰が部外者かは特定できずに話し手が述べた場合、部外者を「君」という二人称的な聞き手に限定することには無理があり、自分の意志で行動を遂行できる、話の場に居合わせた三人称の人物も含みうるとみるのが自然だと思う。しかもこれは当為判断ではなくその者に対して行為の実現を働きかける発言である。部外者になろう第三の人物までを発言段階で二人称としてとらえるのは人称の拡大解釈になる嫌いがある。(12)の不定称については、主体者を明確に特定できないながら、手伝える状況にある者という意味で(11)と同じく限定しているが、二人称として指定される聞き手ではない。また、(13)のような大衆に向けての発言というのは、世論やマスメディア等を通して第三者(アメリカ)に対する働きかけ文として十分機

能しており、単なる当為判断文としての機能ではない。

次の文をみられたい。

- (14) そんなことは学生がやれ。
 (15) そんなことはあいつらにやらせるな。俺たちでやれ。
 (16) くそ。自分がもっとしっかりしろ。

(14)の「学生」は聞き手を含みつつも、他の三人称的存在の学生をも含む。事態の実現者は聞き手である学生でなくとも他の場にいる他の学生でもよいだろうし、そうした学生にも、当為判断としてではなく働きかけとして十分機能している。(15)の「俺たち」は一人称をも含みつつ聞き手たちに、また、(16)の「自分(=俺)」は独言として、話し手が同時に聞き手である話し手自身に、事態実現を働きかけており、命令として成立する要件を満たしている。こうした表現を除外する必要性が見あたらなければ、＜命令・依頼・禁止＞の働きかけ文におけるそれまでの人称制限の規定は強すぎると考える。

3.2 <誘いかけ>の<働きかけ>の場合

誘いかけにおいては言語形式としてシヨウ形をとる。先の(3)の例では「君たち」を欠いているが、ここで、次のような例について考察したい。

- (17) 彼らではだめですね。あなたたちがやりましょう。(私はやりたくても今はできないかもしれませんが)
 (18) 女たちでやりましょう。

(17)の「あなたたち」には、(3)の「君も」とは異なり、一人称は指示されず、しかも形式としてもシヨウ形をとっている。ちなみに、話し手には指図する権限があるわけではない。機能としては、彼らではだめなので、聞き手である「あなたたち」にある事態を実現するように働きかけ、誘いかけているとみるのが自然だろう。こうした文を<やわらげた命令>(仁田 1991)として区別しうるように、話し手と聞き手の関係に、たとえば、教師と生徒のような、指図する立場とされる立場が強く感じられるような場合には、たしかに命令として感じられるかもしれない。しかし、上述の例の場合は命令的ではない。したがって、一人称をも含めば誘いかけ、含まなければ命令と細分するならば、モダリティによる人称制限よりもむしろ人称に応じたモダリティの細分という感がしないわけでもない。

さらに、(18)でも、ふつうに考えれば、話し手を含みつつも話の場に居合わせた聞き手(女)、および、未だその場に居合わせない他の女(三人称)たちにも誘いかけ働きかけている場合がありうると考えて支障ないだろう。

保険外交員が親しい顧客に向かって、

- (19) お客さんもそろそろ新しい保険に切り替えましょう。

と勧誘した場合、保険外交員(話し手)は、言うまでもなく、「お客さん」には含まれえず、保険を切り替えるという事態の実現に参加しない。両者の立場関係を考えれば、これはやはり命令よりは誘いかけとみるのが自然であろう。シヨウ形の持つ他の用法、つまり、{話し手の推し量り} {話し手の意志} {聞き手への話し手の行為の提供の申し出} のいずれを表すものでもないことは明らかである。

このようにみれば、誘いかけを表す働きかけ文が一・二人称を指す名詞句をとらなければならないという理由がないことになる。

3.3 <意志・希望>の<表出>の場合

日本語教育の立場では、二人称や三人称の主語については希望の表現としては「～タイ」がそのまま使えず、「～シタガッテイル」などを代わりに使うよう指導するのがふつうである。勿論、「彼は日本に行きたがっている」というのは、ここでの機能とは違って、彼の様子を観察したり他からの情報をもとに推し量った上での表現として異質のものである。日本語教育学会編(1982)では、ガルについて「動作者の言動を見て、動作者が前項成分のようにしきりに感じ思っていると、話者が判断し、客観的に述べる場合に用いる」ものであるとし、「話者自身について用いる時は自分を客体化して述べる」ことになる。つまり一人称にも使える。いずれにしても客体化する以上、「彼は行きたいらしい」などという述べ立ての文と同様、「～ガル」を使った文が<意志・希望>を表す<表出>の表現ではないことは言える。しかしながら、問題点は、「～ガル」が一般に二・三人称に使われるということからそのまま、二人称・三人称には「～タイ」による<意志・希望>を表す<表出>が表現できない理由になるとは限らないということである。

次の文をみられたい。

(20) 君も行きたい。あいつも行きたい。みんな行きたい。だれが残るんだ!

(20)の「～タイ」を含む文は、発話時に話し手の立場からして発言した、話し手以外の者の希望を表す<表出>の文として認識できよう。なぜならば、これらは、「彼はその時行きたかったらしい」のようなく述べ立てとは異なり、明らかにテンスを分化させない。また、「君も行きたい?」といった<問かけ>でもなく、さらには、「行きたいのだろう」といった、外的に観察可能な主体の心的状態を述べ立てるといった表現のいずれでもなかるう。こうした希望は、「僕も行きたい」と同じく、発話時に限定された、しかし、話し手以外の者の希望を同時的に捉えた<表出>であろう。「みんな行きたい」といった文は、たとえば「だから連れてってくれ」などといった文連鎖による論理を積極的に含意する段階までに至っておらず、未だ未分化のまま単独に述べ立ててよい。「みんな」には一人称だけでなく三人称の人物まで含まれてよく、あるいは一人称の主体を含まなくともよいだろう。なお、意志に関しては制限を解く表現は今のところ作れない。したがって、<希望>を表す<表出>の文に二・三人称が使えないと規定を設けてしまう必要性は特にない。

3.4 現象描写文の場合

現象描写文とは、話し手の感覚等を通して捉えられた現在の世界をそのまま言語表現化したものであり、三人称ガ格名詞句だけをとるとされる。ただし、形式的に一人称や二人称名詞句が生じることがあっても、次の例のように、それは現象描写文ではないと指摘されている。

(21) あ、僕が走っている。ほら、君も走っている。(ビデオを見ながら)

これは、ビデオに写った三人称的な人物を「僕」や「君」で指し示したにすぎず、「あ、あいつが走っている」と変わらないとされている。

さて、現象描写文は、<現前状況の描写><近接未来の徴候><過去の出来事の報道>を表すものにそれぞれ細分されているのだが、実は、人称制限は<現前状況の描写>についてだけのものとして説明されてきている。次の文を見られたい。

(22) あ、(私が)倒れる! <近接未来の徴候>

(23) 私、この度経理部に異動致しました <過去の出来事の報道>

実際、上のように、他の二つのタイプでは一人称ガ格名詞句も容易にとることが分かる。

では、次例を見てみよう。

- (24) あ、(お前が)(俺の)足を踏んでる！
 (25) あ、(俺が)(お前の)足を踏んでる！
 (26) ああ、(この俺が)撃たれた！

筆者の語感では、省略されることはあっても二人称や一人称が格名詞句をとっている(24)-(26)の場合も<現前状況の描写>とみなしうと考える。(24)(25)では、足を踏まれたのを感覚を通して捉えそのまま言語的に表現したものである。また、ジョン・レノン(John Lennon)が銃で暗殺される瞬間に発した(26)のような言葉(I'm shot!)では、「撃たれた」にタ形が使われるものの、この場合は撃たれた瞬間を発話現在(過去ではなく)において捉えてそのまま表現したものとみるのがむしろ自然であり、いずれも<近接未来の徴候>でも<過去の出来事の報道>でもなく、間違っても、自分が殺される瞬間に自身の過去の事柄についての解説や判断を述べ伝える判定文ではあり得ない。

「第一人称や第二人称が分裂し、話し手や聞き手としてのみではなく、話し手や聞き手から眺められる第三者の位置に立つ時、一人称や二人称が現れる(仁田 1997)」のとは違って、この場合は、撃たれた瞬間の傷口から脳内に激痛となって伝わる中で、その現象を同時にそのまま言語化したものである。馬が走っているのを見て、現象描写文として「あ、馬が走っている！」と述べるのと、自分あるいは相手が足を踏んでいるのを見て「あ、{俺が/お前が} 踏んでる！」と述べるのとを比べても、後者だけを現象描写文でないとみなすのは首肯し難い。

先の(6)において一人称と二人称が格名詞をとりえないのは、話し手と聞き手のいる発話の場と「公園」が距離的にかげ離れている状況では、その公園で遊んでいるのは必然的に両者以外の第三者でなければならないという文法以外の不可避的理由によるからである。話し手が自分をたとえば視覚的に捉える場合、ビデオの自身の姿のように自身から分裂した自分の姿でなければならないという理由はない。(24)-(26)ではそうした状況とは明らかに異なるであろう。話し手が話し手・聞き手自身の写し出される世界を直に捉えることは可能であろうし、(24)のように、映像ではなく直接に自己の視野に自身の姿を捉えてそのまま言語化することは可能である。

したがって、現象描写文のうち<現前状況の描写>だけが一人称や二人称の格名詞句をとれないと制限する積極的な理由は特に見あたらない。

3.5 <意志的動作遂行の決意>の<述べ立て>の場合

発話・伝達のモダリティを持つ、意志的動作遂行の決意を表す述べ立て文には二人称が格名詞句はとれないとされる。さて、次例では形式上はとられている。

- (27) あなたは彼と別れるだろう。(易者が客に向かって)

しかし、この場合の述べ立て内容は聞き手(=あなた)の決意から<事の成り行き>といったものへと移っていることはすでに指摘されている。

ところが、実は、三人称を使った次のような、

- (28) 彼は彼女と別れるだろう。

という場合も、「彼」の意志的動作遂行の決意を、発話・伝達のモダリティを顕在化させて述べ立てているだろうか。話し手は(27)と同じく易者の立場で、<事の成り行き>として述べているように思われる。なぜならば、彼の彼女と別れるという決意は、易者が何かを拠り所に述べるのとまったく同様に、彼からの伝聞を含めて何らかの情報に基づく判断であって、彼自身の決意を話し手が発話時において述べ立てることはない。つまり、この場合に二人称が格名詞句がとれないとするな

らば三人称についてもとれないとする方が整合性がある。

さらに、次例を見られたい。

(29) 僕はもう {帰るんだ/帰るつもりだ}。

(30) (君は)もう {帰るんだ/*帰るつもりだ}。

(31) 彼はもう {帰国するんです/帰国するつもりです}。

(29)は話し手の決意を表し、「～ンダ」は「～(スル)ツモリダ」と同等の働きをする。(30)の「～ンダ」は、ガ格名詞に「君」をとった場合に表す言い方としては、若者の言葉によく聞かれるやや非標準的表現ではあるが、何かの状況に対する説明的なノダ文には至らず、聞き手の決意を察知して話し手の発話時での述べ立てとして表すものである。一方、(30)の「～ツモリダ」はこの場合たしかに不可である。とすれば、人称制限が働くこととされるこうしたモダリティも、言語形式によっては表現可能になることがあり得ることになる。(31)の「彼」が発話の場に居合わせる人物であれば、話し手は聞き手に対して、やはり何かの状況に対する内容説明としてではなく、「彼」の意志的動作遂行の決意を発話時において話し手の立場から述べ立てるものとして達成しているとみられる。

なおさらに、次例についてみよう。

(32) お前は、絶対にやり遂げるつもりだ。俺もやり遂げるつもりだ。

この聞き手の決意の述べ立てに表れる二人称名詞句は可能である。これは、問いかけ、確認、叱責、説明、推し量り等といった機能のいずれでもなく、発話・伝達のモダリティも顕在させている、と筆者はみる。これは、聞き手の意志を聞き手自身が未だ十分認識していない場合に、話し手が聞き手自身の情報として補い伝達する機能を持つ。こうした表現を排除する積極的な理由は見あたらず、二人称主体の意志行動遂行の決意を述べ立てできないとするのは制限としては強すぎる。

3.6 <感情・感覚>の<述べ立て>の場合

これについては二人称が制限されるとされるが、本稿で見えてきたように、希望や決意にも二人称主体を許すように、同様に制限を緩やかに解くことができる。

次例を見てみよう。

(33) お前もつらい。俺もつらい。みんなつらい。

これは発話の場にいる全員がつらい状況にあって、その中で、発話時での話し手の立場からのモダリティとして発したものである。最後の文に、「つらいんだ」といった説明的発言としてではなく、「ノダ」が未だ分化・出現していない、あるいは、誰か第三者に対して「つらいんだ。だから何とかして下さい」といった後続する文連鎖を含意するレベルに至っていない段階での発言として述べ立てている。「お前も」は、一・二人称を指す名詞句として一人称も含むが、形式上明らかに二人称を排除していない。もし発話・伝達のモダリティとしてのこうした表現を除外すれば、日本語の表現の豊かさを失わせかねないだろう。

さて、(10)の「彼は悲しがっている」は、ふつう、彼の観察される外観や様子あるいは伝聞など他からの情報にもとづく推し量りや説明であって、発話時での話し手の立場からのモダリティとしてのものではないはずである。それとは異なり、三人称までを含めた(33)の場合は、聞き手に向かって、聞き手や三人称人物の感情・感覚をその発話時現在において話し手の立場から述べ立てており、いずれにせよ、三人称についても制限がない。したがって、人称に敢えて制限を設ける必要がないとするのが本稿の立場である。

4 まとめ

本稿では、これまでに言われてきたモダリティによる人称制限のいくつかについては、再考の余地があることを提案してきた。もっとも、言うまでもなく、人称制限がすべて解除されるというのではない。指摘されてきたいくつかの他の人称制限は存在するだろうが、計量的に出現率が少ないかもしれないとしても、内在的素性としてはより緩やかに捉え直し制限を解いてよいものがあることを述べたつもりでいる。また、そのことによって、人称制限に逸脱するとされてしまう一部の日本語の表現が、やや特別な状況で発せられるかもしれないとしても、除外されることなく日本語の豊かな表現として残されることを期する。

本稿で人称制限を新しく緩やかに解除した部分をまとめると次のようになる。

モダリティの機能・表す内容	制限を緩やかに解除する人称
命令・依頼・禁止	三人称
誘いかけ	二人称, 二・三人称
希望	二人称, 三人称, 一・二・三人称
現前状況の現象描写	一人称, 二人称
意志的動作遂行の決意	二人称
感情・感覚	一・二(・三)人称

注

(1) ガ格名詞句は形式上はハヤモで表示されてもよい。

参考文献

- 仁田義雄(1989)：『日本語のモダリティ』くろしお出版。
 ———(1991)：『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房。
 ———(1997)：『日本語文法研究序説』くろしお出版。
 日本語教育学会(編)(1982)：『日本語教育事典縮刷版』大修館書店。
 益岡隆志(1991)：『モダリティの文法』くろしお出版。
 益岡隆志・田窪行則(1992)：『基礎日本語文法 -改訂版-』くろしお出版。

(1999年6月10日受理)